

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(第6条の適用を受ける者については、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した日の属する月の翌月以後の年数)」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第6条の規定の適用を受ける教育職員の経験年数は、前各項の規定にかかわらず、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した日の属する月の翌月以後の年数を経験年数換算表の定めるところにより換算して得られる年数とする。

別表第1のアの表の備考1及び備考2中「第16条の2」を「第16条」に改め、同表の備考3中「第8条第1項から第3項まで」を「第8条(第6項を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。